

世界に誇る健康・安心のまち「健康医療先進都市」推進要綱

（目的）

第1条 この要綱は、この市が提唱するSUKSK（スクスク）生活のすすめに基づき、市民の健康の保持・増進に関する施策・事業を総合的に行い、及び新たな知見に基づく施策・事業を積極的に立案するための組織に関し必要な事項を定め、それらの施策・事業を通して、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、その保持・増進のために行動することを促し、健康寿命の延伸を図ることによって、健康医療先進都市の実現を目指すことを目的とする。

（プロジェクトチームの設置）

第2条 前条の目的を達成するため、この市に「健康医療先進都市」推進プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2 チームは、全庁を通じた組織横断型とする。

（チームの所掌事項）

第3条 チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）SUKSK（スクスク）生活のすすめの普及・推進に関すること。
- （2）市民の健康の保持・増進に関する施策・事業の体系化及び効果的な推進等に関すること。
- （3）保健統計資料及び市民の健康に関するデータの科学的な分析並びに市民の健康課題の抽出に関すること。
- （4）市民の健康の保持・増進に関する新たな施策・事業の立案に関すること。
- （5）その他市長が必要と認めること。

（チームの構成）

第4条 チームは、統括リーダー、シンクタンク推進リーダー及びメンバーをもって構成する。

2 統括リーダーは健康医療部長を、シンクタンク推進リーダーは保健医療監をもって充てる。

3 統括リーダーは、チームを総理し、チームを代表する。

4 シンクタンク推進リーダーは、統括リーダーの命を受け、第6条に規定するシンクタンクを総轄するほか、統括リーダーを補佐し、統括リーダーに事故があるとき、又は統括リーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

5 メンバーは、統括リーダーが指定した課等の長及びその所属職員をもって充てる。

（チームの運営等）

第5条 チームは、統括リーダーの指揮の下、年間を通じて運営するものとする。

2 チームの事務局は、健康医療部健康増進課に置く。

（シンクタンクの整備）

第6条 第3条第3号及び第4号に掲げる事項並びに同条第5号に掲げる事項のうち必要な事項を円滑に進めるため、チームに調査研究及び課題解決策の立案を担う機能集団（以下「シンクタンク」という。）を置く。

（シンクタンクの所掌事項）

第7条 シンクタンクの所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）市民の健康に関する実態調査及びデータの収集に関すること。
- （2）前号の実態調査に係る結果及びデータの科学的な分析に関すること。
- （3）前号の分析に基づく市民の健康課題の抽出及び検討に関すること。
- （4）健康課題の解決に向けた施策・事業の立案及び評価に関すること。
- （5）前各号に定めるもののほか、シンクタンク推進リーダーが必要と認めること。

（シンクタンクの構成）

第8条 シンクタンクは、チーフ、サブチーフ及びスタッフ（以下「チーフ等」という。）をもって構成する。

2 チーフは保健医療次監をもって充て、サブチーフ及びスタッフは健康医療部その他必要な課等の職員のうちから年度ごとにシンクタンク推進リーダーが推薦し、市長が指名する。

3 チーフは、シンクタンク推進リーダーの命を受け、所掌事項を掌理し、スタッフを指揮する。

4 サブチーフは、チーフを補佐し、チーフに事故があるとき、又はチーフが欠けたときは、その職務を代理する。

5 スタッフは、チーフの指揮の下、所掌事項に係る事務を処理する。

（シンクタンクの人材育成）

第9条 第7条各号に掲げる所掌事項を遂行することができる人材を育成するため、市長は、各種学術団体が主催する講義、研修会等への派遣など、最新の専門的知見の習得に必要な措置を講ずるものとする。

（シンクタンクの運営）

第10条 シンクタンクは、シンクタンク推進リーダーの指揮の下、年間を通じて運営する。

（助言）

第11条 統括リーダー、シンクタンク推進リーダー及びチーフ等は、チーム及びシンクタンクの円滑な運営等のために必要と認めるときは、専門的な知識経験又は識見を有する者に対し助言を求めることができる。

（所属長の配慮）

第12条 サブチーフ及びスタッフである職員の属する課等の長は、当該職員が第7条各号に掲げる所掌事項に関する事務に従事する必要があるときは、当該職員について勤務上の配慮を行わなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、チーム及びシンクタンクの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。